

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物

（平成十八年七月二十七日環境省告示第百五号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ（6）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条第一項第三号イ（6）に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉱さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第一欄に掲げる物質ごとに同表の第二欄に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成十八年七月環境省告示第百二号。以下「石綿処分方法告示」という。）第二条第一項第一号又は第三号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物（令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）を熔融したことにより生じた産業廃棄物
- 二 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物を熔融したことにより生じたばいじんを廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物の基準（平成十八年七月環境省告示第百一号。以下「基準告示」という。）に規定する基準に適合するよう熔融したことにより生じた産業廃棄物
- 三 石綿処分方法告示第二条第一項第二号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）を行ったことにより生じた産業廃棄物
- 四 石綿処分方法告示第二条第一項第二号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第百号。以下「無害化処理告示」という。）第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物
- 五 石綿処分方法告示第二条第一項第四号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを基準告示に規定する基準に適合するよう熔融したことにより生じた産業廃棄物
- 六 石綿処分方法告示第二条第一項第四号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破

砕又は切断（同項第二号に掲げる方法により処理するため行う破砕又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

七 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「平成四年告示」という。）第十三号イに掲げる方法により廃石綿等（令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

八 平成四年告示第十三号イに掲げる方法により廃石綿等を溶融したことにより生じたばいじんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

九 平成四年告示第十三号ロに掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた産業廃棄物

十 平成四年告示第十三号ロに掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

附 則

- この告示の適用の際現に法第十四条第六項又は第十四条の二第一項の許可を受け、令第六条第一項第三号イ（４）に掲げる廃棄物の埋立処分を業として行うことができる者は、本則に規定する産業廃棄物の埋立処分を事業の範囲とする法第十四条第六項又は第十四条の二第一項の許可を受けたものとみなす。
- この告示の適用の際現に法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可を受け、令第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場（同号ロに規定する場所に限る。以下この項において「安定型最終処分場」という。）であって令第六条第一項第三号イ（４）に掲げる廃棄物の埋立処分の用に供されるものを設置することができる者は、本則に掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される安定型最終処分場について法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可を受けたものとみなす。

別表

第一欄	第二欄	第三欄
水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法
鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。	規格五十四に定める方法
六価クロム化	検液一リットルにつき六価クロム	規格六十五・二に定める方法

化合物	○・○五ミリグラム以下であること。	
砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素○・○一ミリグラム以下であること。	規格六十一に定める方法
セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン○・○一ミリグラム以下であること。	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法
ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ふっ素又はその化合物	検液一リットルにつきふっ素○・八ミリグラム以下であること。	規格三十四・一に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法
備考		
<p>1 第二欄に掲げる基準は、第一欄に掲げる物質ごとに第三欄に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 検液は、付表に定める方法により作成し、これを用いて検定を行うものとする。</p>		

付表

<p>検液は、次の方法により作成するものとする。</p> <p>1 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物については、次の方法による。</p> <p>(1) 検定する産業廃棄物の取扱い 検定する産業廃棄物は、ガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。</p> <p>(2) 試料の作成 検定する産業廃棄物を粗砕した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通させて得た物を十分混合する。</p> <p>(3) 試料液の調製 試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにする。</p> <p>(4) 溶出 調製した試料液を常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの）を用いて、六時間連続して振と</p>
--

うする。

(5) 検液の作成

(1) から (4) までの操作を行って得られた試料液を十分から三十分程度静置後、毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液を孔径〇・四五マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

2 ほう素又はその化合物及びふっ素又はその化合物については、次の方法による。

(1) 検定する産業廃棄物の取扱い

検定する産業廃棄物は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。

(2) 試料の作成

検定する産業廃棄物を粗砕した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通過させて得た物を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの）を用いて、六時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1) から (4) までの操作を行って得られた試料液を十分から三十分程度静置後、毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液を孔径〇・四五マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。